

試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()						
各 連 結 法 人 に お け る 金 額 を 合 計 し た 後 の 計 算	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(14)の合計)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	試験研究費の額	14	円		
	基準試験研究費の額 〔前2年以内に開始した連結親法 人事業年度の(1)の金額のうち 最も多い金額〕	2			連結事業年度 又は事業年度	試験研究費 の額	当期の月数 (15)の月数	改定試験研 究費の額 (16)×(17)	順位
	(1)のうち特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(23)の合計)	3			15	16	17	18	19
	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の(21)の合計)	4			円	円			
	増加試験研究費の額 (1) - (4) ((1) ≤ (2)の場合は0)	5			前 五 年 以 内 開 始 連 結 事 業 年 度 又 は 前 五 年 以 内 開 始 事 業 年 度				
	増加試験研究費の額の支出基準額 $(5) \times \frac{15}{100}$	6			・ ・				
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」 又は別表一の二(三)「2」)	7			・ ・				
	税額 $(7) \times \frac{12}{100}$ (3)ない場合が	8			・ ・				
	基準 金額 がある 場合	9			・ ・				
	税額 $(7) \times \frac{14}{100}$	10			・ ・				
	(9)と(10)のうち少ない金額	11			・ ・				
	法人税額の特別控除額 (6)と(8)のうち少ない金額又は(6) と(11)のうち少ない金額)	12			・ ・				
	試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)	13			・ ・				
				特別試験研究費の額の明細					
				特別試験研究費の内容		特別試験研究費の額			
				22		23			
				計					
				試験研究費の個別増加額 (14) - (21) ((14) ≤ (21)の場合は0)		24			
				特別控除額の個別帰属額 $(12) \times \frac{(24)}{(13)}$		25			

旧別表六の二三

平十八・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

平成18年4月1日以後に開始する連結事業年度については、平成18年改正後の法人税法施行規則別表六の二三(別表六の二三)を御使用ください。

旧別表六の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第68条の9第1項（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「基準試験研究費の額2」は、適用年度が最初の連結事業年度である場合には、各連結法人の平成18年改正前の措置法令（以下「平成18年旧措置法令」といいます。）第39条の39第13項（基準試験研究費の額）の試験研究費の額を合計した金額を記載します。

3 「試験研究費の額14」には、当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

4 「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{(15)の月数}}$ 17」の記載に当たっては、月数は暦

に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

5 「比較試験研究費の額
 $(20) \div \left(\begin{array}{l} 3 \text{ 又は連結事業年度} \\ \text{若しくは事業年度の数} \end{array} \right)$ 21」

の欄は、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度の数が3に満たない場合には「3又は」を消し、当該各連結事業年度又は各事業年度の数が3以上の場合には「又は連結事業年度若しくは事業年度の数」を消します。

6 「特別試験研究費の内容22」には、当期の試験研究費の額のうち平成18年旧措置法第68条の9第12項第4号に掲げる特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。

なお、この場合に、その特別試験研究費の額が平成18年旧措置法令第27条の4第11項第1号若しくは第2号又は第5号（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成18年改正前の措置法規則第22条の23第1項又は第5項及び第6項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。